

第5回使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会 議事概要

1. 日時：平成24年11月16日(金) 14:00～16:00

2. 場所：国土交通省 共用会議室2B

3. 出席者

岡野座長、安藤委員（代理 河合）、岩越委員、江坂委員、大森委員、柴田委員、増井委員、水野委員、山口委員

4. 議事概要

(1) 点検整備実施率向上の取り組み

- 「マルチディスプレイの活用による定期点検整備率向上対策」について、検討状況を報告した。
 - ・マルチディスプレイを活用して、点検整備の時期等を知らせることについて、ユーザーの反応がどのようなものか等、アンケート調査を実施することは有益である。
 - ・一方で、マルチディスプレイの導入に当たっては、点検整備の必要性をユーザーに認識させることも重要である。
- 本日の議論を踏まえ、点検整備率向上のためマルチディスプレイを活用することについて、自動車メーカーに対しアンケート調査を行うこととなった。

(2) 事故防止に向けた新たな取り組みについて

- 制動装置の整備不良による車両事故に関する調査について説明した。
- ブレーキフルード等の制動装置の部品の点検整備について、以下のような意見が挙げられた。
 - ・ブレーキフルードの重要性をユーザーに認識してもらうことが重要である。ユーザーは、ブレーキの重要性は理解しても、必ずしもブレーキフルードの役割について認識していない。このため、免許取得時にブレーキフルードの役割や劣化によるブレーキの性能低下について説明する等、ユーザーの認識を改善する取り組みが必要である。
 - ・ブレーキフルードの交換時期を、ブレーキフルードに含まれる水分量で判断する場合、どこにその閾値を設定するか検討する必要がある。現時点では、ブレーキフルードに含まれる水分量とブレーキ性能の低下を結びつける自動車共通の指標は無い。
 - ・ブレーキフルードに含まれる水分量を測定するテスターは、市販されているものがあり、有効性が確認されれば、交換時期を判断する手立てとなり得る。
- 本日の議論を踏まえ調査を実施することとなった。

(3) 動向把握状況等について

■「諸外国の検査制度の状況」に関して、自動車検査証の有効期間、検査項目、及び検査機器について報告したところ、調査を続行することとなった。

■「平成24年度の新規調査（臨時整備と点検整備の有無等の調査）」について報告したところ、調査の実施に当たり、臨時整備の定義を明確にする必要性が確認された。また、本調査において、ユーザーが臨時整備に訪れた理由等、調査項目の追加を検討することとなった。

（４）その他

■次回検討会は、3月頃開催予定。